

04 平成18年度電子マニフェスト普及促進モデル事業について

電子マニフェストの導入への契機、普及促進を目的として、平成15年度よりモデル事業を実施しております。モデル事業として採用させていただいた団体等には、経費の支援を行っています。

平成18年度は、下記の3つのモデル事業について公募しています。詳細についてはホームページに掲載しておりますのでご参照ください。

また、モデル事業の成果について、ホームページに公開させていただく予定です。

〔平成18年度電子マニフェスト普及促進モデル事業〕の概要

モデル事業区分	要件	内容	公募期限
①自治体版モデル事業	自治体が実施又は主導するモデル事業であること。	モデル事業に係る経費に対して原則として上限額100万円を負担	平成18年7月31日まで
②業界団体版モデル事業	業界団体等において集団で電子マニフェストを導入しようとするモデル事業であること。 本年度内に電子マニフェストを導入する新規加入者が原則として10を上回ること。	モデル事業に係る経費の1/2(上限額100万円)を助成	平成18年7月31日まで
③少量排出事業者向け団体加入版モデル事業	本年度内に電子マニフェストを導入する新規排出事業者数が原則として20を上回ること。	排出事業者1加入につき、加入料3,150円を支援	平成18年9月29日まで

企業導入事例報告

CASE STUDY



住宅本部
安全環境部 環境グループ
マネージャー
藤田克彦 氏

住友林業株式会社

●導入の背景

当社は木造注文住宅の設計施工をしている関係で、ビル建設と違い小規模の現場が個別散在しているという特殊性があります。それぞれの現場に担当者があるので、運用と管理の方法を全員に理解させることの難しさ、とりわけA票をなくさないよう現場から持ち帰ることは大きな問題でした。未回収状況の管理、回収したマニフェストの整理・保管等の事務作業に要する手間も膨大なものがありました。

●運用方法

電子マニフェストは平成10年12月より埼玉の当社支店から導入を始め、現在では全支店にて導入しております。運用方法は、廃棄物と受渡確認票(引渡す廃棄物情報を記載した書類)を、現場担当者が収集運搬業者に渡し、中間処理場に運ばれた廃棄物と受渡確認票の内容を確認後、収集運搬業者若しくは中間処理業者が、受渡確認票を支店にFAX送信します。支店では、引渡した廃棄物情報と相違ないことを確認し、電子マニフェストシステムに登録を行っています。

●導入効果

操作性では最初の登録作業をすれば終わり、という簡単さです。紙マニフェストでいえば、A票の記載事項を埋めれば、回収・整理・保管の作業は必要なしというイメージです。電子マニフェストシステムの導入により、産廃事務の業務負荷軽減に大きく貢献しました。未回収状況等の電子情報は、支店ではもちろん本部でも閲覧できるため、定期調査や抜き取りチェックにより全社的な一元管理にも役立っています。